

平成 20 年 7 月 22 日

国会議員各位

臓器移植法改正についての要望書

1997 年「臓器の移植に関する法律（臓器移植法）」が制定され、多くの患者さんにとって長年待ち望んだ臓器移植の道が開かれました。しかし現行法では、脳死判定ならびに臓器提供のためには、本人の生前意思の書面による表示を必須としているため、欧米のみならず、アジア諸国と比較しても極めて臓器提供が少ないのが実情です。そのため、移植さえすれば救命できる患者さんが毎年、心臓病で 400 人、肝臓病で 2000 人も亡くなっています。

また現行法では、15 歳未満の小児の場合は臓器の提供が不可能なため、心臓や肺の移植でしか救命しえない重症患児はわが国では移植を受けることができません。このため、多くの患者さんが、移植を求めてやむなく海外に渡航しています。

このような渡航移植には多くの国際的な批判がなされ、国際摩擦の原因ともなりつつあります。本年 5 月に世界保健機関（WHO）は国際移植学会と協同で、Transplant Tourism に反対し、自国内で臓器移植を行えるように努力する旨の勧告を出しています。

現行法の附則第 2 条には、3 年を目処として見直す旨が記載されていますが、法施行以来すでに 10 年以上が経過しているにもかかわらず、いまだに何の見直しもなされていません。

本人が臓器提供の拒否の意思を表示していない場合は、年齢にかかわらず、遺族の書面の承諾により死体（脳死体を含む）からの臓器提供が可能となるよう、早急に法を改正していただくよう重ねて要望いたします。

臓器移植関連学会協議会

日本医師会

日本移植学会

日本肝臓学会

日本救急医学会

日本胸部外科学会

日本外科学会

日本呼吸器学会

日本呼吸器外科学会

日本集中治療医学会

日本循環器学会

日本消化器病学会

日本小児栄養消化器肝臓学会

日本小児肝臓研究会

日本小児外科学会

日本小児循環器学会

日本小児腎不全学会

日本心臓血管外科学会

日本腎臓学会

日本生命倫理学会

日本組織移植学会

日本透析医学会

日本糖尿病学会

日本脳神経外科学会

日本泌尿器科学会

日本麻酔科学会

日本臨床腎移植学会

(1 団体 2 5 学会)